

かすみがうら市立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月

かすみがうら市教育委員会

目次

1	計画の趣旨・現状	P 2
2	目標	P 2
3	計画の期間	P 2
4	実施する業務量管理・健康確保措置の内容	P 2～P 5
5	関連する取組、今後のフォローアップについて	P 5

1 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

かすみがうら市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画（以下「本計画」という。）は、教育職員の業務の縮減と適正化を進め、ライフワークバランスを確立し、教育職員がいきいきと子どもに向き合うことができる環境づくりを行うことで、かすみがうら市における教育の質の維持及び向上を図ることを目的とする。

(2) 本市の現状

かすみがうら市では、これまでの取組として、校務支援システムを導入し、勤務時間管理の徹底を図ってきた他、業務の適正化や授業 DX・校務 DX 化の推進、長期休業中の時差出勤の実施等、様々なことに取り組んできた。

こうした取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和 6 年度は以下のとおりであった

【令和 6 年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月 45 時間を上回る割合	月 80 時間を上回る割合
小学校	月 29.46 時間	17.2%	0.0%
中学校	月 41.32 時間	46.2%	4.5%
小中合計	月 35.39 時間	28.8%	1.8%

2 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1 箇月時間外在校等時間が 45 時間以下の割合を 100%にする
- ・ 1 年間における 1 箇月時間外在校等時間の平均時間を 30 時間程度にする

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

【カッコ内は令和 6 年度の数値】

- ・ 年間の年次有給休暇の平均取得日数を 20 日以上にする【14 日】
- ・ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を 6%まで減少させる【11.3%】

3 計画の期間

令和 8 年度～令和 11 年度

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の 3 分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

① 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

- ・ 各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進する。

- ・保護者、地域住民による通学路の見守り活動を推進する。
- ② 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
 - ・放課後から夜間の見回りについては、保護者、地域住民、警察が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
 - ・学校警察連絡協議会において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。
- ③ 学校徴収金の徴収・管理
 - ・すでに公会計化している学校給食費を除く学校徴収金について、徴収金業務の標準化や集金業務の一元化ができるシステムの導入を検討する。
- ④ 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
 - ・地域学校・地域学校協働活動の実施状況等に応じ、地域学校協働活動推進員等が中心となつて行うものとする。当該地域学校協働活動推進員等と学校との連絡調整については、教頭に責任や負担が集中しないよう、教職員間の適切な役割分担を行うものとする。
- ⑤ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応
 - ・市教育委員会職員、市支援センター職員、市子育て支援課職員等と連携するとともに、スクールロイヤーを積極的に活用し、専門的な視点からも支援できる体制を構築していく。
- イ 教師以外が積極的に参画すべき業務
 - ⑥ 調査・統計等への回答
 - ・校務支援システムの機能や ICT（Google フォーム）等を活用することによって、市から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。
 - ⑦ 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理
 - ・当該業務を学校において行う場合は、事務職員等が積極的に参画しつつ、担当者に負担が集中しないよう、適切な役割分担を行うものとする。
 - ⑧ ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理
 - ・教育委員会と連携を図りながら、業者によるサポート体制を構築し、保守・管理を行っていく。
 - ⑨ 学校プールや体育館等の施設・設備の管理
 - ・学校プールについては、実施の意義や目的について十分検討を図り、近隣校の共同使用や業務委託について検討する。
 - ・体育館の地域開放については、教育委員会で管理業務を継続する。
 - ⑩ 校舎の開錠・施錠
 - ・職員間の役割分担を見直し、教頭等や特定の職員に責任や負担が集中しない環境を整備する。
 - ⑪ 児童生徒の休み時間における安全への配慮
 - ・安全点検等の必要措置を予め行った上で、学級担任等の特定の教師のみが対応するのではなく、学校の職員等の輪番等による負担軽減を促進する。
 - ⑫ 校内清掃
 - ・校内清掃の実施回数や範囲の合理化、学校の職員等の輪番等による負担軽減を促進する。

- ⑬ 部活動
 - ・令和8年度中に、原則、休日の全ての部活動の地域展開を実現する。
 - ・平日の部活動については、活動時間の適正化を図り、部活動指導員の配置拡充を推進する。
- ウ 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務
 - ⑭ 給食の時間における対応
 - ・給食時に特別活動として行う食に関する指導については、主に栄養教諭が実施する。
 - ・給食時における児童生徒の見守りについては、児童生徒の発達段階や実態を踏まえつつ、学級担任のみならず全教職員による輪番制等の組織的な体制を構築する。
 - ⑮ 授業準備
 - ・校務支援システムの機能等を活用し、授業準備の共有化を図ったり、授業 DX を推進したりして、授業準備に係る事務負担を軽減する。
 - ⑯ 学習評価や成績処理
 - ・すでに導入されている中学校の自動採点システムに加え、小学校への導入について検討し、採点作業や分析に係る事務負担を軽減する。
 - ・校務支援システムの機能等を活用し、学習評価や成績処理等に係る事務負担を軽減する。
 - ⑰ 学校行事の準備・運営
 - ・教育的な意義や働き方改革の視点から精選・効率化のための見直しを行う。
 - ⑱ 進路指導の準備
 - ・生徒の卒業後の就職先に関する情報収集等について、教師と事務職員との協働を促進する。
 - ⑲ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応
 - ・児童生徒の課題の状況に応じ、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、日本語指導に係る支援員等による人材と教員の協働を促進する。
 - ・市教育支援センターの機能強化を図り、効果的な支援を促進する。
 - ・市子育て支援課等の関係機関との連携を継続、強化する。

(2) 学校における措置の推進

- ア 各学校の教育課程における年間授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って(小4以上は年間で1086単位時間以上)編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- イ 当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ウ デジタル技術の活用により、職員間における情報共有のデジタル化やサービス管理などの校務を効率化し、「GIGA スクール構想の下での校務 DX チェックリスト」に基づいた自己点検における達成状況の平均を、80%にする。【R6 結果 70%】

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・ 1 箇月時間外在校時間が 80 時間を超えた教育職員に学校医等による面接指導を実施する。
- ・ 11 時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ・ ストレスチェックの実施率を 100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。
- ・ 年次休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- ・ 令和 8 年度中に、学校における定時退校日を月 4 回以上設定するよう推進する。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- (1) 取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、市の HP で公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- (2) 学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- (3) 時間外在校等時間に係る目標の達成状況については、本市で導入している校務支援システムで把握し、その他の目標については、本市で導入しているストレスチェックの結果及び各種調査から把握する。
- (4) 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- (5) 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けに県教育委員会が主催するマネジメント等に関する研修を周知し、積極的に活用するよう促す。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- (6) 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本市における「業務の 3 分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるように取り組む。